

柴田町子ども食堂開設運営費補助金交付要綱

平成29年3月7日

告示第18号

改正 令和2年3月31日告示第50号

(趣旨)

第1条 町は、子どもの健やかな成長の促進及び居場所づくりの推進を図るため、子ども食堂を開設及び運営する団体に対し、予算の範囲内において、柴田町子ども食堂開設運営費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、柴田町補助金等交付規則（平成8年柴田町規則第1号）及び柴田町補助金等交付要綱（平成8年柴田町告示第9号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「子ども食堂」とは、無料又は材料費の実費負担による食事の提供を通して、子どもの健やかな成長を支えるとともに、地域の人とふれあい、豊かな人間性及び社会性を身につけることができる子どもの居場所づくりを目的に開設されるものをいう。

2 この告示において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、町内で子ども食堂を開設する団体であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 3人以上の個人で構成されていること。
- (2) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (3) 営利を目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと。

- (5) 柴田町暴力団排除条例（平成24年柴田町条例第23号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子ども食堂を開設し、その運営を行う事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で子ども食堂を開設及び運営するものであること。
- (2) 補助対象者の構成員の3親等以内の親族を除く5世帯以上の子どもが利用すること。
- (3) 子ども食堂において初めて食事を提供した日からおおむね1年以内であること又は当該申請をする年度中に子ども食堂を開設し、食事を提供する予定であること。
- (4) 子ども食堂を継続的に月1回以上開催するものであること。ただし、町長が特に必要と認めるときは、年12回（年度途中で子ども食堂を開設する場合にあっては、開設の日の属する月から当該月の属する年度の年度末までの月数に1を乗じて得た数）以上開催するものであること。
- (5) 子ども食堂の開設及び運営に関し、同一会計年度において、補助対象事業に対して、町及び町が補助する団体等から同種の助成を受けていないこと。

（補助対象の経費等）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める子ども食堂の開設及び運営に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象者の運営に関する経費
- (2) 補助対象者の構成員に対する人件費、謝礼、交通費及び宿泊費
- (3) 補助対象者の構成員による会合の飲食費

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助することが適当でない町長が認める経費

2 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の区分毎の合計額とする。

(補助対象期間)

第6条 同一の子ども食堂に対する補助金の補助対象期間は5年を限度とする。ただし、子ども食堂の開設に要する経費の補助金については、申請初年度のみとし、同一の子ども食堂において1回に限るものとする。

(令2告示50・一部改正)

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、子ども食堂開設運営費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、指定する期日までに、町長に申請しなければならない。

(1) 実施計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体等概要書

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 町長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について子ども食堂開設運営費補助金交付決定(不交付)通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業者の責務)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、この告示の趣旨に鑑み、子ども食堂の開催回数の増加に努めなければならない。

2 補助事業者は、子ども食堂の開設及び運営に際し、関係法令の規定を遵守しなければならない。

(事業内容の変更)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長に子ども食堂開設運営費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、可否について子ども食堂開設運営費補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、子ども食堂開設運営費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了したときから30日以内又は補助金の申請をした日が属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 開催実績詳細
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付額を確定し、子ども食堂開設運営費補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第13条 町長は、前条の規定による額の確定後、子ども食堂開設運営費補助金交付請求書(様式第7号)による補助事業者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 町長は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めたときは、補助事業者の子ども食堂開設運営費補助金概算払請求書（様式第8号）による請求に基づき、補助金を概算払することができる。

（補助金の返還）

第14条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 第12条の規定により補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額がその額を超えるとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（4） 補助事業の実施方法が適当でないと認めたとき。

（5） 補助事業による成果が認められないとき。

（6） その他この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（帳簿の整備等）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しなければならない。

（報告及び調査等）

第16条 町長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第50号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

（令2告示50・一部改正）

補助対象経費	区分	補助金の額
開設に要する経費 （初年度のみ）	備品購入費（調理器具等）	1点10,000円以上の物品購入費で、事業の実施に最低限必要なものに限る。補助金の額は上限30,000円とし、かつ当該備品購入費の合計の実支出額と比較し、少ない方の額とする（1,000円未満切捨て）。
運営に要する経費 （5年のみ）	会場使用料、備品使用料、印刷製本費、保険料、消耗品（食器含む。）	補助対象経費にかかった費用の2分の1以内で、かつ上限50,000円とする（1,000円未満切捨て）。
	子どもに提供する食事 に要する経費	子どもに提供する食事1食につき200円以内（ただし、食事に要する経費の1食当たりの単価（端数切捨て）から子ども料金を除した額と200円を比較し、いずれか低い額）で、1回当たり20食を限度とし、かつ上限50,000円とする（1,000円未満切捨て）。